

第47回鴨川市史編さん委員会会議録

- 1 日 時 令和2年7月31日(金)
午前10時30分～午後3時
- 2 場 所 鴨川市文化財センター学習室
- 3 出席委員 4名(欠席なし)
中嶋八良・小谷善親・佐藤恵重・高林直樹
- 4 事務局 生涯学習課長 石川丈夫
文化振興室長 岡安晃広
主査 高橋 誠
- 5 傍聴者 1名

本日の協議事項

- (1) 令和元年度事業報告について
- (2) 令和2年度事業計画(案)について
- (3) 今後の市史編さん方針について
- (4) 『主基のあゆみ』の校閲について
- (5) 次回会議の公開又は非公開について

開 会 午前10時30分

- (1) 事務局は、全委員出席のもと会議を開会する旨を告げ、公開の会議により傍聴人1名を報告。
- (2) 石川生涯学習課長よりあいさつを行った。
- (3) 事務局より日程・資料の説明を行った。

議 事

事務局は、議長は鴨川市史編さん委員会設置条例第5条第1項の規定により、中嶋委員長に願う旨を告げた。

会議録署名委員の指名

- (1) 議長は、会議録署名人の指定について諮る旨を告げた。
- (2) 議長は、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7の3(会議録の作成)により議長の指名で、全員異議なく次の委員を選定、承認された旨を述べた。

佐藤 恵重 委員

議事の説明

議長は、議事「(1) 令和元年度事業報告について」を議題とする旨を告げ、事務局に説明を求めた。

議事 (1) については、高橋主査が報告と説明をした。

協議

議長は、これより議事 (1) について質疑及び意見を求めた。

議長は、ほかに質疑・意見を求めたが無く、議事「(1) 令和元年度事業報告について」は、協議のとおり決した旨を述べた。

議事の説明

議長は、議事「(2) 令和2年度事業計画(案)について」を議題とする旨を告げ、事務局に説明を求めた。

議事 (2) については、高橋主査が説明をした。

協議

議長は、これより議事 (2) について質疑及び意見を求めた。

議長は、質疑・意見を求めたが無く、議事「(2) 令和2年度事業計画(案)について」は、協議のとおり決した旨を述べた。

議事の説明

議長は、議事「(3) 今後の市史編さん方針について」を議題とする旨を告げ、事務局に説明を求めた。

議事 (3) については、高橋主査が説明をした。

事務局 : スケジュールについては、次回 10 月予定の会議にて刊行計画案、翌 1 月予定の会議にて基本方針案を決める方向で考えています。

議長は、質疑・意見を求めたが無く、事務局の説明どおりに進める旨を述べた。

議長は、ここで会議を一時休憩とする旨を告げた。

休憩 : 午前 11 時から午前 11 時 10 分まで。

(所用により、生涯学習課長、文化振興室長 退席)

議事の説明

議長は、会議の再開を告げ、議事「(4) 『主基のあゆみ』の校閲について」

を議題とする旨を告げ、事務局に説明を求めた。

議事(4)については、高橋主査が説明をした。

前回会議にて指摘され修正した原稿について、執筆を担当した、佐藤委員・高林委員よりそれぞれ説明があった。

議長 : 戊辰戦争で鴨川出身者が戦死した史料はどこからか。

佐藤委員 : 館山市にある供養塔に刻まれている。

高林委員 : 年齢を示す「才」は、「歳」とどちらで統一するか。

事務局 : 今までは「歳」です。

佐藤委員 : 「歳」に訂正する。

議長 : 北小町村と南小町村の裁判にて、判決理由はわかるか。

高林委員 : 南小町村の主張が理由と思われる。

佐藤委員 : 裁判に関する記念碑がある。詳細がわかれば追加する。

佐藤委員 : 房総練乳の商標である「鳳印」の読みがわからない。

事務局 : 『酪農百年史』には、房総練乳の前身である磯貝練乳所で「鳳凰印」を商標としている。

佐藤委員 : 再調査する。わからなければ、この部分を削除する。

佐藤委員 : 「付原」は「付」か「附」かわからない。両方使っている。

小谷委員 : 小字表にはない。

事務局 : 明治初期、公図を作る際に小字の整理をしています。

佐藤委員 : 再調査する。地域名で小字でない可能性がある。

議長は、ここで会議を一時休憩とする旨を告げた。

休憩 : 午後 12 時 10 分から午後 1 時 10 分まで。

議事の説明

議長は、会議の再開を告げ、質疑及び意見を求めた。

事務局 : 「さそお」か「さそう」か、確認します。

高林委員 : 県議会議員をしているのでそちらでわかる。

佐藤委員 : 可能性がなければ請願書を出さないと思うので、「しなかった」に変えたらどうか。

高林委員 : 修正する。

佐藤委員 : 「腕用唧筒」は「うでよう」のルビでよいか。

事務局 : 調査します。

佐藤委員 : 「宮立ち」は「宮立」。括弧書きにて「みやだち」とする。長狭地区以外にはない珍しいもの。

小谷委員 : 他にも出てくるので注意が必要。

佐藤委員：東条村に飛行機が着陸した目的がわからない。
中嶋委員：わかれば入れた方がよい。
事務局：調査します。
議長：「千余」は「千俵」という意味でよいか。
高林委員：はっきりわからない。
佐藤委員：時期的には稲刈り前なので、前年の米か。
高林委員：「たくさん」の意味ではないか。
佐藤委員：数や単位がわからないので、「多くの」にする。
議長：小学校の校舎の話になるが、これは今ある校舎の場所でよいか。
佐藤委員：大正期なので今の場所になる。
議長：これより前に小学校について出ていないので、どこのことなのかわかりにくい。
佐藤委員：「主基尋常」を追加する。
小谷委員：改元が行なわれた「12月25日」は、大正か昭和か。
事務局：公布された改元の詔書によると「12月25日以後」は昭和です。
佐藤委員：当時の言葉の引用が多いが、ルビ等は大丈夫か。
議長：漢字等で意味がわかるのではないか。
佐藤委員：主基村に作られた「公立図書館」はどこに作ったのか。
高林委員：わからない。
佐藤委員：「巡回文庫」もどこでやっていたかわかれば。
事務局：調査します。
佐藤委員：わからなければ、その旨を記す。
佐藤委員：「堤塘」はルビがあったほうがよい。今は使っている言葉か。
小谷委員：辞書には載っている。
佐藤委員：「黙想」は「黙禱」の意味だと思うが。
高林委員：当時は一般的な言葉ではないか。
議長：引用文ではないので修正できる。
小谷委員：「黙禱」の方がよい。
小谷委員：「都人士」は初めて聞いた言葉。
佐藤委員：「都会人」にしたらどうか。
高林委員：当時はこの言葉を使用しているので、括弧書きで「都会人」とする。

議長は、ほかに質疑・意見を求めたが無く、議事「(4)『主基のあゆみ』の校閲について」は、協議のとおり決した旨を述べた。

議事の説明

議長は、記事「(5) 次回会議の公開又は非公開について」を議題とする旨を告げ、事務局に説明を求めた。

議事（5）については、高橋主査が説明をした。

- ・令和2年11月頃に第48回市史編さん委員会を予定している。
- ・内容は、今後の市史編さん方針について、『主基のあゆみ』の校閲について、次回会議の公開又は非公開について、である。

以上のような次第であり、あえて非公開としなければならないような内容ではないと思う旨を述べた。

協 議

議長は、これより、議事（5）について質疑及び意見を求めた。

全委員 ・公開で良いだろう。

議 決

議長は、議事「（5）次回会議の公開又は非公開について」は、「公開」とすることに委員全員の賛成をもって決した旨を告げた。

議長は、以上で議事を終了した旨を告げた。

事務局は、その他について意見を求める旨を告げたが、意見なく、本日の日程は全て終了したので、第47回鴨川市史編さん委員会会議の閉会を宣した。

閉 会 午後3時

以上会議の顛末を記し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月10日

署 名 委 員

委 員 佐藤 惠重
